

○筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例

(昭和 49 年 10 月 22 日条例第 42 号)

**改正** 昭和 50 年 10 月 27 日条例第 39 号 昭和 52 年 4 月 5 日条例第 21 号  
昭和 58 年 1 月 5 日条例第 10 号 昭和 59 年 10 月 11 日条例第 40 号  
昭和 60 年 3 月 30 日条例第 10 号 平成元年 12 月 25 日条例第 33 号  
平成 5 年 6 月 30 日条例第 13 号 平成 8 年 9 月 30 日条例第 34 号  
平成 9 年 9 月 25 日条例第 20 号 平成 11 年 3 月 26 日条例第 7 号  
平成 13 年 3 月 8 日条例第 1 号 平成 13 年 6 月 26 日条例第 30 号  
平成 17 年 3 月 11 日条例第 3 号 平成 18 年 3 月 31 日条例第 39 号  
平成 18 年 10 月 12 日条例第 71 号 平成 20 年 3 月 28 日条例第 13 号  
平成 20 年 6 月 27 日条例第 27 号 平成 23 年 12 月 27 日条例第 26 号  
平成 23 年 12 月 27 日条例第 28 号 平成 24 年 3 月 27 日条例第 5 号  
平成 25 年 3 月 28 日条例第 12 号 平成 26 年 9 月 30 日条例第 11 号  
平成 26 年 12 月 26 日条例第 23 号 平成 28 年 7 月 13 日条例第 25 号[未施行]

(目的)

第 1 条 この条例は、重度障害者の医療費の一部をその者又はその保護者に支給することにより、もってこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 11 条第 1 項第 2 号ハ及び知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 11 条第 1 項第 2 号ハの規定により重度の知的障害者と判定されたもの
- (2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号に定める身体障害者障害程度等級表の 1 級又は 2 級に該当するもの
- (3) 児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ハ及び知的障害者福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ハの規定により、中等度の知的障害者と判定され、かつ、前号に規定する身体障害者障害程度等級表の 3 級に該当するもの
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の 1 級に該当するもの

- 2 この条例において「保護者」とは、筑紫野市の区域内に住所を有する配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、重度障害者を現に監護するものをいう。
- 3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
  - (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
  - (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
  - (3) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
  - (4) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
  - (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
  - (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
  - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)
- 4 この条例において「医療保険各法の保険者」とは、医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合をいう。
- 5 この条例において「65 歳未満の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。
- 6 この条例において「65 歳以上の者」とは、65 歳に達する日の属する月の末日を経過した者をいう。
- 7 この条例において「低所得者」とは、医療保険各法の規定により、医療保険各法の保険者が現に低所得者と認定した者をいう。

(対象者)

第 3 条 この条例の対象者は、次の各号のいずれにも該当する重度障害者とする。

- (1) 筑紫野市の区域内に住所を有する者であること。
  - (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。ただし、65 歳以上の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 1 項各号に規定する被保険者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。
    - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により保護を受けている者
    - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)により医療支援給付を受けている者

- (3) 筑紫野市子ども医療費の支給に関する条例(平成 23 年筑紫野市条例第 27 号)に規定する子ども医療費の支給を受けている 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (4) 重度障害者の前年の所得(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号。以下「施行令」という。)第 7 条に規定する額を超えるときの当該重度障害者
- (5) 重度障害者の配偶者又は民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持しているものの前年の所得が施行令第 2 条第 2 項に規定する額を超えるときの当該重度障害者
- (6) 第 4 号に規定する所得は、施行令第 4 条及び施行令第 12 条第 4 項において読み替えて準用する施行令第 5 条の規定により算出した額とする。ただし、施行令第 12 条第 4 項において読み替えて準用する施行令第 5 条第 1 項中「総所得金額」の読替えは行わないものとする。
- (7) 第 5 号に規定する所得は、施行令第 4 条及び施行令第 5 条の規定により算出した額とする。

(重度障害者医療費の支給)

第 4 条 市は、重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う医療保険各法の保険者が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該重度障害者又はその保護者に対し重度障害者医療費として支給する。ただし、当該重度障害者医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に規定する額については支給しない。

- (1) 入院の場合 1 日につき 500 円とし、1 月につき 10,000 円を限度とする。ただし、低所得者は、1 日につき 300 円とし、1 月につき 6,000 円を限度とする。
- (2) 前号に規定するもの以外の場合 1 月につき 500 円。ただし、自己負担分相当額が 500 円に満たない額の場合は、当該額とする。

- 2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療と歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関における診療とみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第4号に規定する者の医療費のうち、精神病床への入院医療に係る費用については、重度障害者医療費は支給しない。
- 4 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定するものとし、現に要した費用の額を超えないものとする。

(受給資格の申請及び認定)

第5条 重度障害者医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をし、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けなければならない。当該認定を受けた者が、毎年10月1日以降引き続き重度障害者医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(重度障害者医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、重度障害者医療証(以下「医療証」という。)を交付するものとする。

- 2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による重度障害者医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、医療証を交付しないものとする。

(医療証の提出)

第7条 重度障害者が規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療及び老人訪問看護又は訪問看護を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等に医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、重度障害者医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

- 2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し重度障害者医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、重度障害者が受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法によりがたいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、重度障害者医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、重度障害者について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、重度障害者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、重度障害者医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した重度障害者医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により、重度障害者医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 重度障害者医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(障害者施設等に入所した場合の特例)

第13条 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、筑紫野市の決定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同法第5条第26項に規定する福祉ホーム、同法附則第18条第2項に規定する共同生活援助を行う住居又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「障害者施設等」という。)に入所したため、障害者施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者は、筑紫野市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

2 第3条第1項第1号の規定にかかわらず、児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、障害児入所施設若しくは同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関(以下「障害児施設等」という。)に入所したため、障害児施設等の所在する市町村の区域内へ住所を変更したと認められる者であって、当該障害児

施設等に入所した際、筑紫野市の区域内に住所を有していたと認められるものは、筑紫野市が行う重度障害者医療費の支給対象者とする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 49 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に受ける医療に係る重度障害者医療費から適用する。

附 則(昭和 50 年 10 月 27 日条例第 39 号)

この条例は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行し、同日以降の療養に係る重度心身障害者医療費から適用する。

附 則(昭和 52 年 4 月 5 日条例第 21 号)

この条例は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 1 月 5 日条例第 10 号)

この条例は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 10 月 11 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 3 月 30 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第 3 条に規定する者に対する医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成元年 12 月 25 日条例第 33 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に関する給付に係る医療費の支給について適用し、同日前に行われた療養に関する給付に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 3 筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(昭和60年筑紫野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成5年6月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成8年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成9年9月25日条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定は平成9年4月1日から、改正後の条例第3条の規定は平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成11年3月26日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例第2条第1項第1号及び第3号の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市税条例、筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例、筑紫野市水道事業給水条例、筑紫野市下水道条例及び筑紫野市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の規定は、平成13年1月6日から適用する。ただし、筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第3条第1項中「第46条の5の2第2項」を「第46条の5の2第4項」に改める規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年6月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則(平成17年3月11日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の条例第12条の規定は、平成18年4月1日以降に重度障害者医療費の支給を始めた者について適用し、同日前に医療費の支給を始めた者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月12日条例第71号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日条例第13号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月27日条例第27号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)



第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 市長は、施行日前においても、改正後の条例第5条の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して医療証を交付することができる。
- 3 この条例の施行日前に、改正前の筑紫野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の規定により現に受給資格の認定を受けている者の重度障害者医療費の支給等については、当該認定を受けている者の医療証の有効期限において、なお従前の例による。

附 則(平成23年12月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例及び筑紫野市障害者通所施設の設置及び管理に関する条例の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則(平成23年12月27日条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、「同条第12項」を「同条第11項」に、「第5条第27項」を「第5条第26項」に改め、「若しくは共同生活介護」を削り、「共同生活住居」を「住居」に改める部分は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第11号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年12月26日条例第23号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成 28 年 7 月 13 日条例第 25 号)

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

○筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則

(平成 24 年 4 月 25 日規則第 26 号)

改正 平成 24 年 5 月 31 日規則第 28 号 平成 28 年 9 月 6 日規則第 19 号[未施行]

筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則(昭和 49 年筑紫野市規則第 12 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和 49 年筑紫野市条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格の認定申請の手続)

第 3 条 条例第 5 条の規定により、重度障害者医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、重度障害者医療費受給資格(認定・更新)申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)
- (2) 条例第 2 条第 1 項第 1 号の重度及び同項第 3 号の中等度の知的障害者と判定されたことを証する書類、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳
- (3) 条例第 3 条に規定する対象者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(医療証の交付及び不交付の通知)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による重度障害者医療証(以下「医療証」という。)の交付は、65 歳未満の者に対しては重度障害者医療証(様式第 2 号又は様式第 2 号の 2)により、65 歳以上の者に対しては重度障害者医療証(様式第 3 号又は様式第 3 号の 2)により行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(医療証の有効期限等)

第5条 医療証の有効期限は、条例第5条の規定により認定を受けた場合は、認定後最初に到来する9月30日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める日までとする。

(1) 有効期限までの間に受給資格の認定の期間が満了する場合 当該重度障害者の受給資格の認定の期間が満了する日の属する月の末日

(2) 65歳未満の者が有効期限までに65歳に達する場合 65歳に達する日の属する月の末日

2 重度障害者医療費の受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、医療証の有効期限が過ぎたときは、当該医療証を、速やかに、市長に返還しなければならない。

(医療証の更新申請等)

第6条 受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、重度障害者医療費受給資格(認定・更新)申請書により医療証の更新を申請することができる。

2 第3条の規定は、前項の規定による医療証の更新申請について準用する。

(医療証の再交付)

第7条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、重度障害者医療証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに、市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第8条 条例第7条で規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)とする。

(重度障害者医療費の請求)

第9条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、重度障害者医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が国民健康保険の被保険者以外にあっては、子障親医療費請求書(様式第5号又は様式第6号)又は子障親訪問看護療養費請求書(様式第7号)を提出するものとする。

(重度障害者医療費の支給申請)

第10条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、重度障害者医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて重度障害者医療費支給申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、重度障害者が筑紫野市国民健康保険の被保険者であって、当該重度障害者に係る重度障害者医療費の額を公簿等によって確認することができるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(重度障害者医療費に関する決定の通知)

第11条 市長は、前条第1項による申請書が提出された場合において、重度障害者医療費の支給に関する決定をしたときは、医療費支給決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。この場合において、医療費の全部を不支給と決定したときは、医療費不支給決定通知書(様式第10号)により通知する。

(届出)

第12条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重度障害者の住所及び氏名
- (2) 重度障害者の世帯主、被保険者、組合員、加入者又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名(重度障害者が被保険者等でない場合のみ)
- (3) 受給資格者の住所及び氏名(受給資格者が重度障害者又は被保険者等でない場合のみ)
- (4) 重度障害者の死亡
- (5) 重度障害者の被保険者等
- (6) 重度障害者の被保険者等に係る保険者
- (7) 障害の程度が軽減した事実
- (8) その他市長が必要と認める事項

- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により、届出をしようとするときは、次項に該当する場合を除き、重度障害者医療変更届(様式第11号)に医療証を添え、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは届出を省略することができる。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、重度障害者医療費受給資格喪失届(様式第12号)に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは届出を省略することができる。
- 4 受給資格者は、重度障害者医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、関係書類を添えて、第三者の行為による被害届(様式第13号)により、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則(平成24年5月31日規則第28号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

#### 附 則(平成28年9月6日規則第19号)

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

#### 様式第1号(第3条、第6条関係)

重度障害者医療費受給資格(認定・更新)申請書

[別紙参照]

#### 様式第2号(第4条関係)

医療証

[別紙参照]

#### 様式第2号の2(第4条関係)

医療証

[別紙参照]

様式第 3 号(第 4 条関係)

医療証

[別紙参照]

様式第 3 号の 2(第 4 条関係)

医療証

[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

重度障害者医療証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

子障親医療費請求書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

子障親医療費請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

子障親訪問看護療養費請求書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

重度障害者医療費支給申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

医療費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

医療費不支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 12 条関係)

重度障害者医療変更届

[別紙参照]

様式第 12 号(第 12 条関係)

重度障害者医療費受給資格喪失届

[別紙参照]

様式第 13 号(第 12 条関係)

第三者の行為による被害届

[別紙参照]